

若葉町体育会規約

第 1 章 総 則

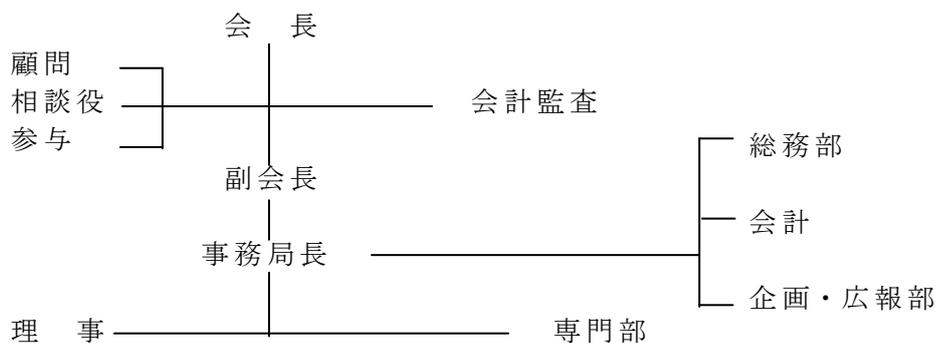
- 第 1 条 本会は若葉町体育会と称し、事務所を会長宅に置く
第 2 条 本会は原則として若葉町内に居住する者で組織する

第 2 章 目 的 及 び 事 業

- 第 3 条 本会は体育を振興して町民の体力向上と、相互の融和をはかることを目的とする
第 4 条 本会は前条の目的達成のために次の事業を行う
1) 若葉町町民の体育向上の企画を審議し実行する
2) 立川市内各地区体育会およびその他各種体育関係団体との連絡をはかり、あるいはその施策に協力する
3) その他目的達成のために必要な事業を行う

第 3 章 組 織

- 第 5 条 本会は次の組織とする



- | | |
|------------|---------|
| 旭会自治会 | 陸上部 |
| あすなる自治会 | 野球部 |
| 若葉の杜自治会 | 卓球部 |
| かしのみ自治会 | 剣道部 |
| 九番組自治会 | 水泳部 |
| けやき台団地自治会 | 空手道部 |
| 十番組自治会 | テニス部 |
| 太陽会自治会 | バレーボール部 |
| ときわ会自治会 | ソフトボール部 |
| 虹ヶ丘ハイツ自治会 | バドミントン部 |
| 緑ヶ丘自治会 | ハイキング部 |
| 緑ヶ岡ハイツ自治会 | ゲートボール部 |
| むさしの自治会 | ミニテニス部 |
| 若葉自治会 | ゴルフ部 |
| 若葉町団地自治会 | |
| 若草会自治会 | |
| さくら自治会 | |
| はなみずき会自治会 | |
| 若葉ひまわり会自治会 | |

若葉の杜自治会
第 4 章 役員

第 6 条 本会に次の役員を置く

- | | |
|------------|-------|
| 1) 会長 | 1 名 |
| 2) 副会長 | 若干名 |
| 3) 事務局長 | 1 名 |
| 4) 総務部長 | 1 名 |
| 5) 総務部 | 若干名 |
| 6) 会計 | 1 名 |
| 7) 副会計 | 若干名 |
| 8) 企画・広報部長 | 1 名 |
| 9) 企画・広報部 | 若干名 |
| 10) 会計監査 | 2 名 |
| 12) 理事 | 2 1 名 |
| 13) 専門部長 | 1 4 名 |

第 7 条 本会は目的達成のために次の専門部を置く

- | | |
|-------------|-------------|
| 1) 陸上部 | 11) ハイキング部 |
| 2) 野球部 | 12) ゲートボール部 |
| 3) 卓球部 | 13) ミニテニス部 |
| 4) 剣道部 | 14) ゴルフ部 |
| 5) 水泳部 | |
| 6) 空手道部 | |
| 7) テニス部 | |
| 8) バレーボール部 | |
| 9) ソフトボール部 | |
| 10) バドミントン部 | |
- その他総会で必要と認めたもの

第 8 条 本会の役員の仕事は次の通りとする

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその任務を代行する
- 3 事務局長は本会の運営事務の全般業務を統括する
- 4 総務部は本会運営の庶務全般を行う
- 5 会計は本会運営の会計全般を行う
- 6 副会計は会計を補佐し、会計事故ある時はその任務を代行する
- 7 企画・広報部は本会事業の企画指導を行う
- 8 企画・広報部は町民体育振興のための啓発、及び本会の事業活動を広報する
- 9 会計監査は会計及び会務を監査する
- 10 理事は第 5 章に記載する
- 11 専門部は第 6 章に記載する

第 9 条 役員の出選方法は次のとおりとする

会長、副会長、事務局長、総務部、会計、副会計、企画・広報部、会計監査は総会において会員中より選出する

第 1 0 条 本会の役員の任期は 1 ケ年とする。但し再任を妨げない
なお、補充役員の任期は前任者の残任期間とする

第 5 章 理事

第 1 1 条 理事は各自治会より 1 名選出された人があたる
第 1 2 条 理事は本会の企画運営に参加し、所属自治会への連絡及び
その実施にあたる

第 6 章 専門部

第 1 3 条 各専門部は部内に部長、及びその他の役員を置き相互の連絡
ならびに強化活動にあたる
第 1 4 条 各専門部は本会の企画運営に参加し、所属部への連絡 及び
その実施にあたる

第 7 章 会議

第 1 5 条 本会は次の会議をもつ

- 1 定期総会
- 2 臨時総会
- 3 役員会
- 4 理事会
- 5 専門部長会
- 6 その他

第 1 6 条 定期総会は毎年年度はじめに会長が招集し、次の議事を審議
する。その議長は互選による
1 前年度の事業及び会計報告
2 新年度の事業計画及び予算
3 役員を選出
4 その他必要な事項

第 1 7 条 臨時総会は理事の半数以上（委任状を含む）の要求があった
場合成立する

第 1 8 条 総会は理事、専門部長の過半数以上（委任状を含む）の出席
により成立する

第 1 9 条 役員会、理事会、専門部長会は必要に応じて会長が招集する

第 2 0 条 会議はすべて出席者の過半数によって決定する

第 8 章 会計

第 2 1 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 3 1 日
に終わる

第 2 2 条 本会の経費は若葉町内各自治会の分担金、立川市市民体育
大会委託金及びその他の収入をもってこれに当てる。
但し、分担金は 1 所帯あたり年額 1 0 0 円とする。

第 9 章 会計監査

第 23 条 会計監査は年 1 回以上行い総会に報告をする。

第 10 章 顧問・相談役・参与

第 24 条 本会に顧問、相談役及び参与を置くことができる顧問、相談役及び参与は役員会で適当と認めた人を会長があてる

第 11 章 規約

第 25 条 本規約は総会において出席者の過半数以上の同意
がなければ変更できない

第 26 条 本規約は昭和 52 年 4 月 24 日より施行する

昭和 54 年 4 月 22 日一部改定

昭和 57 年 4 月 25 日一部改定

昭和 58 年 4 月 23 日一部改定

昭和 59 年 4 月 22 日一部改定

昭和 60 年 4 月 20 日一部改定

昭和 61 年 4 月 19 日一部改定

昭和 63 年 4 月 16 日一部改定

平成元年 4 月 15 日一部改定

平成 2 年 4 月 14 日一部改定

平成 7 年 4 月 8 日一部改定

平成 11 年 4 月 10 日一部改定

平成 15 年 4 月 12 日一部改定

平成 17 年 4 月 9 日一部改定

平成 18 年 4 月 8 日一部改定

平成 19 年 4 月 14 日一部改定

平成 20 年 4 月 12 日一部改定

平成 28 年 4 月 9 日一部改定

平成 30 年 4 月 14 日一部改訂

令和 2 年 4 月 11 日一部改訂

令和 7 年 4 月 12 日一部改訂

付 則

1 交際に必要な経費については役員会で承認したものに限る

2 慶弔見舞金は役員会で承認したものに限る

3 表彰については役員会で承認したものに限る

(1) 優良選手

(2) 優良専門部

(3) 優良自治会

(4) その他

上記表彰については会長が表彰状及び記念品を贈ることができる